別記様式第２号
広島県公安委員会指令第　　号

住　所
主催者
氏　名

許　可　書

次の集団運動については、集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号）第４条及び第６条第１項の規定により、許可します。（第４条及び第６条第２項の規定により、次のとおり実施時間（実施場所）を変更して許可します。）

年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

許可申請年月日	
開始年月日時	
終了年月日時	
実　施　場　所	
参加予定人員数	
集団運動の名称	
集団運動の目的	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として、広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。